## 全史料協調査・研究委員会

## 「公文書管理法制定にともなうセミナー」参加記

和歌山県総務部総務管理局総務学事課情報公開班 藤

隆 宏

公文書管理法の制定を受けて開催された標記セミナーは、地方自治体が公文書管理条例を制定すべきことを、会員よりもむしろ自治体の文書管理担当課や一般市民へ訴えようとする取り組みであった。

しかも、専門職員を配置した公文書「館」 の設置ではなく、取り敢えず(専門職員は居なくても、公文書「館」はなくても)、公文書館「制度」の整備を目指していると思われた。

事務局によると、参加者は102名で、うち自 治体の文書主管課職員10名(私を除く。)、メ ディア関係者が2名とのことである。

## セミナーの内容について

富田報告は、全史料協が2009年秋に全都道 府県及び全市区町村を対象に行ったアンケー トの結果報告であった。

これによると、回答した約半数の市区町村のうち、「重要な公文書等」の評価選別を行っているのは4割であった。つまり、歴史公文書等の評価選別・保存を行う市区町村は全体の僅かに2割で、残りの8割では選別されずに廃棄される実態が明らかになった。このことは、一般に対して、公文書管理法で規定された歴史公文書等の保存・活用を自治体でも整備すべきだというメッセージとなるだろう。

しかし、全史料協(会員)は、別の解釈もすべきである。少なくとも2割の市区町村では、現に歴史公文書等の評価選別が行われており、公文書館「制度」の一部が運用されているということができる。そして、そのうち7割が、評価選別基準を持っておらず、手探りで運用しているという。つまり、我々は今まで、現に公文書館「制度」を運用している自治体に対して、十分な支援をなし得ていなかったことになる。猛省すべきだろう。

このアンケート結果が浮き彫りにする厳しい状況を踏まえ、公文書館「制度」を盛り込んだ公文書管理条例制定の支援を全史料協の当面の活動方針とすべきことが導き出され、本セミナーが開催されたものと思われる。そのほかにも、このアンケート結果は、今後の全史料協の取り組みを模索する上で、様々な示唆を与えてくれるものと思う。

益田報告は、自治体全般の文書管理の有り様を歴史から紹介し、現状を明らかにしてその問題点を指摘し、理想とすべき適正な文書管理のあり方を提示した。一般市民、文書主管課にも分かりやすく理想像をイメージさせる内容であったと思う。

文書管理の目的として、「職務遂行の効率 化」及び「適切な行政判断」が挙げられていた が、自治体職員にもメリットを感じさせ、よ りポジティブに制度整備へと向かわせる、本 セミナー中で唯一の説得材料として注目した い。この点について、具体的な成功事例も挙 げて説明することができれば、公文書管理条 例制定へのハードルは低くなることと思う。

早川報告は、条例・公文書館制度を整備する必要性を法律論的に明確化し、現状維持或いは内規の整備だけで済まそうとする、文書主管課の逃げ道を塞ぐ内容であった。

以上、内容的には、一般市民や文書主管課へのアピール力を持つセミナーだったと評価できよう。しかし、多くの参加者を集めたが、それでも全自治体の数十分の一に過ぎない。文書主管課職員は10名だけである。本セミナーを取り上げてくれた報道機関も在るが、「密約」や「機密費」の問題があるにも拘わらず、公文書管理制度の問題と絡める報道は未だ少ない。当然、一般の関心も呼び起こ

せていないというべきだろう。

現時点では、「本セミナーによって、自治体における公文書管理制度の整備について、一般の共通認識とすべき内容は提示されたが、まだ一般化されていない」という現状認識をすべきだろう。

## 条例化に向けて

本セミナーにより、公文書管理条例・公文 書館制度が「何故必要か。」「どの様に整備すれ ばよいか。」という説得材料は用意された。し かし、未だ9割近くの市区町村では、法制定 に伴う公文書管理制度整備を考えていない。

周辺自治体がどんどん整備してくるとか、 不祥事が明らかになるなどの「外圧」でもない限り、実現は難しい。地道な取り組みだが、全史料協は引き続き、本セミナーの3報告を活用して、一般及び公文書館制度を持たない自治体に向けて啓発する必要がある。

同時に、既に公文書館「制度」を運用している、或いはしようとする自治体への支援も必要である。選別などの応急マニュアルの提供はもちろん、歴史公文書等として選別後の文書の取り扱いについて、情報公開制度との文書の間題のある市区町村が多くあることがアンケートから分かった。これらについても、アドバイスし、手当てする必要がある。全史料協ウェブサイトに「アーカイブズ実務情報リンクバンク」が作られたのは、これらの対策だと思うが、このような取り組みやコンテンツをさらに充実させる必要があろう。

また、少しずつでも、条例化する地方自治体を増やしていくために、「出来そうな自治体」から確実に条例化していくよう、努力するしかないだろう。

「出来そうな自治体」とは、文書館等を持ち、公文書管理条例・公文書館制度の必要性を理解する職員がいる自治体、つまり、我々会員がいる自治体である。我々個々の会員が文書主管課を「どう説得するか。」という取り組みになる。

しかし、これが難しい。なぜなら、文書館

等が既にある自治体の方が、一応の制度が整備されているため、敢えて条例化する必要性が理解されにくいからである。

条例整備は、各行政委員会との調整や他条例・内規の手入れ等、相当な労力を要する。また、現行制度をそのまま条例化するだけだとしても、現行制度と実際の運用には大きな乖離があり、条例化に合わせて運用も大きく見直し、適合させる必要がある。故に、条例化とそれに伴う諸作業には、莫大なエネルギーが必要になる。ところが、文書主管課の支書管理担当者は、他業務と兼務で、とても忙しい。「実質的な」公文書管理制度・公文書館制度があるのに、わざわざそんな思いる。仮に早川報告を理解したとしても、「できればやりたくない」のが文書主管課の本音であろう。

文書館があるところであれば、文書館がそ れら負担を肩代わりするくらいでなければ、 実現は難しいかもしれない。しかし、法制定 により、現用文書と非現用文書の垣根は低く なり、現用文書へ「介入」しやすくなったは ずである。また、文書館・文書主管課双方に 籍を置いたことのある私の感覚だと、双方の 関係が良好でさえあれば、文書館が手を差し 伸べ、口出ししても、嫌がられるどころか、 むしろ喜ばれるのではないか。ただし、その 場合、文書館に多大な労力・人員が必要にな る。それだけの労力・人員を文書館が持ち得 ているか、或いは、それだけの労力・人員配 分を文書館がするかどうか。館の方針・業務 の優先順位が問われることとなろう。そして 何よりも、両者の関係は良好だろうか。普段 の引継ぎ交渉等を通じ、信用を得ているか。 文書管理や公文書管理法の解釈等について、 文書主管課より詳しく、頼りにされているだ ろうか。

いずれにしても、地道な取り組みにならざるを得ないが、このセミナーで提示された「材料」をいかに活用できるか、それが本セミナーの「成果」だということになるのだろう。